

函 子 サ  
令和4年(2022年)1月31日

保育利用（2号・3号認定）の保護者各位

函館市子ども未来部長

オミクロン株の特性を踏まえた各種取り扱いの変更について

日頃から、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症に感染した方や濃厚接触者（保育所等が「感染の可能性のある方」に指定した場合も含む。以下同様）に特定された方などへの対応について、これまで様々お願いをしてきたところですが、現在のオミクロン株による急激な感染拡大を受けまして、今後、下記のとおり、保育所や認定こども園の利用につきまして、取扱いを一部変更させていただきます（詳細は別紙のとおりです。）。

なお、皆様方におかれましては、この度の全市的な感染拡大の状況を御理解いただき、今後とも、保育所等の感染症対策と適切な御利用に御協力くださいますようお願いいたします。

#### 記

- 1 保育所等の利用を控えていただく方の基準の一部変更について
  - (1) 園児と同居している方が濃厚接触者に特定された場合には、登園を控えてください。
  - (2) 病院または保健所以外の検査で陽性となった場合には、感染状況が確定するまでは登園を控えてください。
  
- 2 保育所等に登園しなかった際の利用者負担額（保育料）を日割り計算の対象とする基準の一部変更について
  - (1) 発熱等の症状があるため保育所等を休んだ場合、日割り計算の対象となります。
  - (2) 病院または保健所以外の検査で陽性となった場合、日割り計算の対象となります。
  - (3) 家庭保育への協力依頼に基づき休んだ場合、日割り計算の対象となります。
  - (4) 家族に発熱等の症状が出たり、家族が濃厚接触者に特定されるなど、保育所等への感染を防ぐために家庭保育を行う場合、日割り計算の対象となります。
  
- 3 濃厚接触者の取り扱い変更について
  - (1) 濃厚接触者となった園児は、7日間の待機期間を経過した場合、マスク着用のうえで登園することが可能となります。  
なお、マスクの着用が困難な園児は、保育所等の感染症対策の体制が整っており、受け入れ可能と判断されれば、7日間の待機期間を経過した場合に登園が可能です。

#### 【担当】

(利用者負担額以外) 子どもサービス課指導監査担当 電話 0138-21-3935  
(利用者負担額) 子どもサービス課認定・入退所担当 電話 0138-21-3270